

社会福祉法人明光会

施設設備貸与規程

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人明光会が管理する施設設備の貸与に関し、必要な事項を定めることで、適正な利用と管理を図ることを目的とする。

第2条(貸与の対象)

貸与の対象となる施設設備は、以下のとおりとする。

- (1) 地域交流会館(イベントホール・和室)
- (2) 障害者支援施設あお空(会議室)
- (3) あお空ぷらす(ホール)

第3条(利用対象者)

施設設備の貸与を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 利用者の家族
- (2) 学生
- (3) 地域の一般団体
- (4) その他、管理者が適当と認めた者

第4条(利用目的)

施設設備の貸与は、業務使用および地域交流・福祉推進のためのイベント等を目的とするものとし、営利目的での使用は認めない。

第5条(申請手続)

- 1. 利用希望者は、所定の申請書を作成のうえ、障害者支援施設あお空に提出しなければならない。
- 2. 利用にあたっては、法人理事長、管理者の承認を得るものとし、書面による申請を原則とする。

第 6 条(使用条件および禁止事項)

1. 利用者は、以下の条件を遵守するものとする。
 - (1)利用可能日は、月曜日から日曜日までとし、年末年始(12/30～1/5)は利用不可とする。但し、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (2)使用時間は、原則として午前 9 時から午後 9 時までとする
 - (3)使用時間には、準備・片付けの時間を含むものとする。
 - (4)使用後は、机・椅子等の備品を元の場所に戻し、清掃等の原状回復を行うこと。
 - (5)建物内での喫煙および火気の使用は原則禁止とする。
 - (6)利用者は施設および備品の破損・紛失等がないよう注意し、発生した場合は速やかに報告すること。
 - (7)許可なく施設外へ備品を持ち出すことを禁止する。
 - (8)他の利用者や近隣住民の迷惑となる行為をしないこと。
 - (9)利用目的以外の使用をしないこと。
2. 管理者は、上記条件を遵守していないと判断した場合、使用許可を取り消すことができる。

第 7 条(貸与料金および損害賠償)

1. 施設設備の貸与は原則として無料とする。
2. 使用中に備品の損傷または紛失が発生した場合は、利用者の責任において弁償するものとする。

付則

この規程は、令和7年6月1日より施行する。